

府 総 第 209 号 - 2
令 和 5 年 5 月 10 日

特定非営利活動法人Tansa 理事長
渡 辺 周 殿

内閣総理大臣
岸 田 文 雄
(公 印 省 略)

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載 国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。 ※府総第924号令和4年9月26日付で開示の実施をした文書(4枚)を除く。
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号 令和4年10月28日、府総第953号 (2) 開示決定等した者 内閣府大臣官房長 (3) 開示決定等の概要 開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないことから、不開示とする決定を行った。
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和5年1月27日 (2) 審査請求の趣旨 「不開示理由とされた「文書不存在」が事実と反する」として原処分取消しを求める。
4 諮問日・諮問番号	令和5年5月10日・令和5年(行情)諮問第370号

担当課等：内閣府大臣官房総務課情報公開係
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL 03-5253-2111 (内線31293)